

北建保業発第250号

平成28年12月12日

一般社団法人

日本建設業連合会

会長 中村 満義 殿

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 吉田 義一

前払金保証約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、平成28年12月12日付けで前払金保証約款を変更いたしました。

この変更は、国土交通省が工事請負契約書等の違約金にかかる取扱条項を変更したことに伴い、国土交通省からの要請を受け、前払金保証約款においても破産管財人等が解除した場合に発生する違約金に対応することを目的として行ったものです。

なお、具体的変更内容は別添の当社前払金保証約款の新旧対照表のとおりとなっておりますので、ご覧いただければと存じます。

末筆ではございますが、今後の貴団体の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬 具

当社前払金保証約款の一部改正について

当社前払金保証約款第 1 条、第 11 条第 1 項、特則の 2 第 1 条、特則の 2 第 4 条第 1 項について、平成 28 年 12 月 12 日より以下のとおり改正しました。

(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>(当会社の保証する債務)</p> <p>第 1 条 当社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者(以下本則において「保証契約者」という。)がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者(以下本則において「被保証者」という。)がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、被保証者に対して前金払をした額(出来形払をしたときは、その金額を加えた額)から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額(前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。)を保証契約者に代わって支払うものとする。</p> <p>1 保証契約者について破産手続開始の決定があった場合において破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人</p> <p>2 保証契約者について更生手続開始の決定があった場合において会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人</p> <p>3 保証契約者について再生手続開始の決定があった場合において民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等</p>	<p>(当会社の保証する債務)</p> <p>第 1 条 当社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者(以下本則において「保証契約者」という。)がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者(以下本則において「被保証者」という。)がその公共工事の請負契約を解除したときに、被保証者に対して前金払をした額(出来形払をしたときは、その金額を加えた額)から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額(前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。)を保証契約者に代って支払うものとする。</p>

新	旧
<p>(保証金の請求)</p> <p>第 11 条 <u>被保証者は</u>、保証金の支払を受けようとするときは、<u>当該請負契約の解除後</u>、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保証金の請求)</p> <p>第 11 条 <u>被保証者が</u>、保証金の支払を受けようとするときは、<u>当該請負契約を解除したのち</u>、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>特則の 2</p> <p>公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務)</p> <p>第 1 条 当社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第 1 条の請負契約の<u>解除をしたとき</u>、又は本則第 1 条各号に掲げる者により<u>当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは</u>、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わって被保証者に対して支払うものとする。</p>	<p>特則の 2</p> <p>公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務)</p> <p>第 1 条 当社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第 1 条の請負契約の<u>解除をしたときは</u>、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わって被保証者に対して支払うものとする。</p>
<p>(特約保証金の請求)</p> <p>第 4 条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、<u>当該請負契約の解除後</u>、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。</p> <p>1 特約保証金請求書</p> <p>2 請求金額を証明する書類（当社が必要と認める場合に限る。）</p> <p>3 契約保証特約に係る保証証書</p> <p>4 その他参考となるべき書類</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特約保証金の請求)</p> <p>第 4 条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、<u>請負契約を解除したのち</u>、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。</p> <p>1 特約保証金請求書</p> <p>2 請求金額を証明する書類（当社が必要と認める場合に限る。）</p> <p>3 契約保証特約に係る保証証書</p> <p>4 その他参考となるべき書類</p> <p>2 (略)</p>